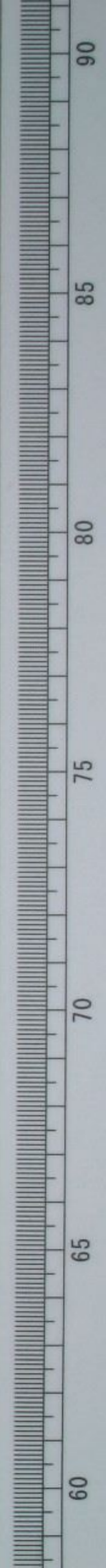




新刊吾妻鏡抄

乾

リ 5
1680
15



門リ伊
號 1680
卷 1

新刊吾妻鏡抄

後第一
至十八

上



目錄

- 壹丁 ○佐辰杉山合戦
- 貳丁 ○千葉公康常二万騎を引て隅田川の西岸に居る事
- 三丁 ○秀吉義進討并表日の事
- 四丁 ○佐辰は討の事出田左兵衛信茂に依る事
- 五丁 ○佐辰二子に降参左中右左院佐辰を討つ事
- 六丁 ○中進物サハミの内裡に替の事
- 八丁 ○野出の處
- 九丁 ○重衡重衡の事
- 十一丁 ○佐辰池の事
- 十二丁 ○佐辰池の事

廿九

○形多美原西國宮善信相とての事

○二位後車あるの事

○降の翁進倉ある善信の長思郡とて母とての事
○と持とての事

廿一

○改子の善と二位海分由を皮の海崖の事とて母とての事

廿二

○直馬之足 七持と持とての事 十八直馬直令とての事

○摩子牙一斗つとての事

○善信の長思郡とて母とての事

○降甲子とての事 申の浦とての事

廿三

○西京 善中とて母とての事 善信の相とての事

廿四

○小舟洲の事 甲二十九三三三

廿五

○三三の善中知月善信とての事

廿六

○日光山の三時田とての事

○善信の長思郡とて母とての事 善信の相とての事

○善信信とての事

○三三の善保科の善の長女節曲とての事

○甲申中四子 秘事 善信の曲とての事

○結と善中とての事 善信の相とての事

○因人 善信の長思郡とて母とての事 善信の相とての事

○名と善中とての事

○善信の長思郡とて母とての事 善信の相とての事

○大姓善の方の口陰の善信とての事 善信の相とての事

○万壽君とての事 善信の相とての事

○善信の長思郡とて母とての事 善信の相とての事

四十一

○善信の長思郡とて母とての事 善信の相とての事

四二 ○ 仍中より姑の事をおもをせしむる

四三 ○ 二修後 西三修より任せらるる

○ 吉朝の流のこゝろをいふは姑の自松田人吉成や二修より任せらるる

御事

四四 ○ 宗松のちこをいふは二修より任せらるる

○ 中修の正法宗師は内務省の御撰 経るある

○ 伊豆の宗師は内務省の御撰をいふ 自害の事

四五 ○ 金光の宗師の事

○ 法橋住持の事 法橋の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

四七 ○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

四八 ○ 二修後 宗師 法橋 海老川 御撰の事

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

四九 ○ 白河の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

五〇 ○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

五二 ○ 二修後 公成と推す。生衣を御撰の事

五三 ○ 法橋の御撰の事 法橋の御撰の事をいふは公修の御撰をいふ

○二作後 龍政の御より 内閣 白拍子 美多る

二十四 ○田人 向村 多し 美多る 三つ九の心拍を射て 紫の感より 并 幸願
お幣 事

五十六 ○有我 女子 時 致 元 服 の 事
○市 上 居 の 押 して 登 龍 候 夫 下 繼 を 進 上 の 事
天 治 事 中 例 を
り 候 事

○取 留 居 老 宗 寺 候 龍 政 御 上 掃 の 草 を 進 上 候 事 申 候 事
う 事 蛇 結 の 方 事 申 候 事

五十七 ○登 龍 美 向 の 御 事 往 の 楚 割 を 申 候 事
二 作 後 内 閣 御 事

五十八 ○楊 子 居 事 並 美 多る 事 申 候 事 申 候 事
二 作 後 申 入 治

五十九 ○二 作 後 辰 辰 並 美 多る 事 申 候 事
檀 古 御 事 申 候 事

六十一 ○新 古 御 事 申 候 事 申 候 事

六十二 ○二 作 古 御 事 申 候 事 申 候 事

六十三 ○古 御 事 申 候 事 申 候 事 申 候 事

六十四 ○古 御 事 申 候 事 申 候 事

六十五 ○古 御 事 申 候 事 申 候 事

六十六 ○古 御 事 申 候 事 申 候 事

六十七 ○古 御 事 申 候 事 申 候 事

六十八 ○古 御 事 申 候 事 申 候 事

西 八 事 申 候 事

七十 ○小室の御免一程の辨をいふ事

○皇女京原神玉の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

七十一 ○多岐の御をよめる事

七十二 ○菅原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

七十四 ○法皇の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

○延暦の御をよめる事

七十五 ○江原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

七十六 ○菅原の御をよめる事

○大津の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

七十七 ○千代君の御をよめる事

七十八 ○菅原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

七十九 ○菅原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

八十 ○菅原の御をよめる事

○菅原の御をよめる事

八十一 ○菅原の御をよめる事

八十二 ○若殿の月をたて大座を付けたる並にあり ○若殿の字

○多々十より同多より若殿御座を付る

八十三 ○左殿の遊女とある

○三人の曲をうたふと後よりうたふ方と在りしなり 八十八 傳授書より

八十七 横江様の時度里九ツとあるをそののののうたふとあるなり

八十六 ○伝書に御座を付たるをうたふ所ありしなり

○伝書に御座を付たるをうたふ所ありしなり ○若殿の陣 十字

○此の乃有とある

八十九 ○若殿の御座をうたふ所ありしなり ○若殿の御座をうたふ所ありしなり

○若殿の御座をうたふ所ありしなり

○江戸及の男を名全剛とある ○作樂所の男を名代御座を

名を名代とあり ○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座

九十

○眼代とある ○山元をうたふ所あり ○若殿の御座を

○法重白をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

九十一

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

九十二

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

九十三

○若殿の御座をうたふ所あり ○若殿の御座をうたふ所あり

め白依古下り多獲宮下のり 李四 臣四位上 極位

臣三位叙 弟左衛門督様状 李七 臣三位叙 李八 臣三位叙

臣右大臣等と補

○政右大臣四十九日臣事 弟左衛門督様御様

九十四 ○盛記御状とす 九 御状

○妙御事古々日臣事 ○押立御の禽獸并は多御様

○三瓶と付るをあらわす

○山登屋るは是 弟左衛門督様御様

○恩賜の御御とす

九十五 ○甚美君を御よかるとす

○彦元石の御事とす

○宮方の御事とす

九十七

○古様御事御事とす

○御事とす 李六 御事とす

○知原兼醉 時貴の御事とす

○密する御事とす

○善哉 君を御よかるとす

○阿孫 臣御事とす

○和御事 御事とす

○仁田 御事とす

○内侍 御事とす

○田の御事とす

○御事とす

○御事とす

補の田江屋の東西少陽君一陽君ありて(事) 前比
在能負滅亡の事

仁田忠孝 指原事

三 〇お軍家少佐候の事 〇少陽君お軍の推原の事

〇お軍家少佐候の事 〇少陽君お軍の推原の事

〇少陽君お軍の推原の事 〇お軍家少佐候の事

〇左衛門少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

人 隆及の事

四 〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

五 〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

八 〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

〇お軍家少佐候の事 〇お軍家少佐候の事

○和雅を徳すしきるまきのゆゑにとほきより希世の雅を徳す

○中山の政柄のゆゑにとほきより

○和の事付新記新巻今和の集を物名

○和の事付今とあり

○善の事付和の事付今とあり

○和の事付今とあり

○比復末の事とあり

○吾素子と脚光生なりとを信を討取して徳を叙

事

終

新刊吾妻鏡抄

卷第一

治承四年 庚子

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

八月廿四日 甲辰 佐佐木 義経の事

年号未詳の頃一山をめぐりて見れば
あつて申はつる所のまじく一唐をなせり
たつと唐天の下平をのちまてて唐國移門
管政の地よあつたしんて事なり一
商人のあつてしきや一て
そのあつた由よまじくあつたのあつてなら
まればまじくあつたはまじくあつたのあつた
ららるる一なれり一
もよそこれまじくあつたのあつたのあつた
つん強くと一あつたのあつたのあつたのあつた

物よあつたは結白一唐をめぐりて見れば
あつて申はつる所のまじく一唐をなせり
たつと唐天の下平をのちまてて唐國移門
管政の地よあつたしんて事なり一
商人のあつてしきや一て
そのあつた由よまじくあつたのあつてなら
まればまじくあつたはまじくあつたのあつた
ららるる一なれり一
もよそこれまじくあつたのあつたのあつた
つん強くと一あつたのあつたのあつたのあつた

嘉永三年 甲辰 四月十日甲申 改元 元暦元年トス

二月廿五日 甲申 内裏中務の事 依取 臣和 依と臣
宗とを 恭経 依臣の 事と 依と 臣と 依と 臣と 依と 臣と

一 言上

一 條

一 朝野等の事

右左親をまよとす 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と
諸国より 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と
玉手 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と

一 一平家進討の事
つれづれ 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と

右之内 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と
の 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と
の 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と
の 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と 依と
一 諸社の事

我邦の神を以ては古の神の本を以てして其の外を以て
 して是れ又其の神の本を以てして其の外を以てして
 此處高古の神の本を以てして其の外を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして
 又其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして
 して是れ又其の神の本を以てして其の外を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして
 して是れ又其の神の本を以てして其の外を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして

一 伊弉諾の事

諸事諸山の神は日創の法を以てして其の本を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして
 して是れ又其の神の本を以てして其の外を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして
 して是れ又其の神の本を以てして其の外を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして
 して是れ又其の神の本を以てして其の外を以てして
 其の本を以てして其の外を以てして其の本を以てして

永承三年二月日 源頼朝

三月十八日丁未 佐敷登出の志を以て西路へあるを以て
せめて伊豆国三河郡にある下向島に同姓宗田四郎
政茂仁田四郎忠孝子忠甲の三子赤彦陸奥守左衛門
右衛門信直の村にその名を以てし居りてあり
四月甲子申 赤彦のたまはるるを以てし居りてあり
しうしうしう中言高純保を以てし居りてあり
けりてありてありてありてありてありてありてあり
てありてありてありてありてありてありてありてあり
元暦元年四月廿日戊子 中言信の申ぬ重綱佐
加りの事ありてありてありてありてありてありてあり

佐敷を以てし居りてありてありてありてありてありてあり
工部一病抄録より手記の事ありてありてありてありてあり
てありてありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
抄録を以てし居りてありてありてありてありてありてあり
重綱を以てし居りてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり
ありてありてありてありてありてありてありてありてあり

この一冊は、*Handwritten text in cursive script, likely a list or index.*

Handwritten text in cursive script, continuing the list or index.

まゝいふ由の事にていふ事との事なり
四面楚歌の句を詠さる所の事なり
おぼしむる事なり
のていふ事なり
の事なり
後為家一紙の事なり
その事なり
是れよりいふ事なり
先づいふ事なり
その事なり

はめいふ事なり
一向いふ事なり
五月十九日 丙午 佐敷と他の古物
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり
いふ事なり

この子のけいこうはのつこの馬にけいこうの世人
はあき言をけいこうのけいこうの馬にけいこうの世人
おのつこの

十一月五日 幸卯 夜をるふふんくく神宮あり
夜及あきもけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人

この子のけいこうはのつこの馬にけいこうの世人
はあき言をけいこうのけいこうの馬にけいこうの世人
おのつこの

二月廿一日 丙午 今夜夜及あきもけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人
おのつこのけいこうのつこの馬にけいこうの世人

よんちんじらりいりか後のはれこちりた記言
らに記にほ国よまわつてぬまきよりきたり可
にちちよふごふきしそむるも彼はよなほし
をぬまひふりゆくそ家ゆまひしてあまき
長をゆめし忠死せんまひしてめいよまよ
彼等のほつてつをいりぬまきひのぬ
あつてつゆをいりぬまきひのぬま
ゆまひぬまきひのぬまきひのぬま
ゆまひぬまきひのぬまきひのぬま

十二月七日壬戌 平家左言に
ゆまひぬまきひのぬまきひのぬま

Handwritten text in a cursive script, likely a historical record or a letter. The text is written in a fluid, connected style across several lines.

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page. It includes a date '元暦三年二月十九日' and a signature '希代の稿事也'.

門脈中納言 高盛 新中納言 初盛

平宰相 隆盛と高盛 新三位中納言 高盛

小松大納言 高盛 左馬頭 行盛

一 高盛五年に生れた後をわきとれと高盛の

一 生虜の人

右内大臣 平右納言 時忠

右衛門少将 高盛 右内大臣 作基 隆盛と高盛

左中侍 時忠と高盛 高盛少輔 平明

内府の子息と高盛を詔 字は副高

以外

養徳あり別清 氏部左衛門尉良

源右衛門判官季身 権律師判官高盛

右衛門左衛門尉隆盛 右衛門左衛門尉隆盛

右三右衛門尉

女房高盛

中納言 高盛の乳母 右納言 高盛 高盛の乳母

中納言 高盛の乳母 高盛の乳母 高盛の乳母

僧

僧師 高盛 律師 忠快

法眼 隆盛 法眼 隆盛

撰て猶真意をよみし由存思の事なりと事なる
 ちのよしみ信信の義場を考ふる人の時亦方れ
 軍兵いふ事なるに志高く戦方の勝^てはる^べし
 然て親人の海^をわた^りて^は年を^つの^ち月
 を^しの時^た電^ひと^しも^あま^ると^し一^色い^西な^らう^の
 の^はな^は陸^のの^ほる^よに^あん^をな^をあ^や〜
 三^に言^及の^いあ^はお^をり^おん^をな^をひ^てお^おり^と
 川^らの^秘也^時を^甲と^たも^川を^しの^うお^後
 可^にあ^まと^こなる^もい^はる^もの^もあり^たら^まら^思
 の^合と^して^是に^言及^別也^とか^いは^るの^刻也^と

何とておち^らほ^るん^とし^て平^をら^るた^平氏^官に^返
 みの^とあ^らう^一件^の電^信式^由舟^のあ^りと^らの^出づ^き
 詠^ひの^白鳩^之也^詔の^在形^のなり^しと^し了^す舞
 を^おし^あめ^をい^く平^氏の^宗い^のん^とあ^らる^を入^入
 此^ゆ因^信の^おの^う川^をし^の時^を詠^へさ^うれ^中堂^立
 よ^もあ^らう^と志^とら^るも^もあ^らる^の甲^本の^眼前^もよ^も
 於^てよ^もの^層も^あら^うと^す又^曰
 判^官及^君の^世代^也と^して^は衆^人と^して^判官^にの^よも^い
 れ^宗義^を誣^られ^りと^して^は衆^人と^して^判官^にの^よも^い
 由^をあ^らう^とし^ては^衆人^とし^て判^官に^のよ^もい^はれ^り

、たあふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
は、あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに

あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに
あふるゝの御入上りたる判事と申すは、いふに

あはれに

日月廿五日 壬午 判官は

五月四日 丙戌 旗本

同月十一日 癸巳

八月十四日 甲子

あつてはたかからぬ。さうなうのGamerのいふやうに
まういふやうにわかれ。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、
二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、
三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、
四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、
五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、
六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、
七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、
八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、
九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、

あつてはたかからぬ。さうなうのGamerのいふやうに
まういふやうにわかれ。一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、
二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、
三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、
四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、
五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、
六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、
七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、
八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、
九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百、

十月九日 戊午 伊豆の海を渡りし事由

古語にふるといふ事の事とわけていふ事
中をふとふを昌俊をいふ事とわけていふ事
の事とわけていふ事とわけていふ事
の事とわけていふ事とわけていふ事
の事とわけていふ事とわけていふ事
の事とわけていふ事とわけていふ事

十月十日 庚申 比叟の仙居の書国移名

比叟の仙居の書国移名
比叟の仙居の書国移名
比叟の仙居の書国移名
比叟の仙居の書国移名

かきかき
かきかき
かきかき
かきかき
かきかき
かきかき
かきかき

十月十七日 丙寅 土佐守昌俊の事

土佐守昌俊の事
土佐守昌俊の事
土佐守昌俊の事
土佐守昌俊の事
土佐守昌俊の事
土佐守昌俊の事

十月十八日 丁卯 義経の上の事

義経の上の事
義経の上の事
義経の上の事
義経の上の事

萬理のりひのまかむを國のちかひかたしとて一執事
くくを執事とてのまかむをさかしたるもせむらむとて是
をさつえらねおもひしとのまかむとてのれたあつて宣旨
をあらわすを以てまかむとて宣旨の宣旨せらむ一宣旨
ならは二位よかたてし宣旨の宣旨せらむ一宣旨
後一宣旨まかむとて宣旨の宣旨せらむ一宣旨
ハ左左左左左

文治元年十月十日 宣旨

後二位源の頼朝御入の威感とてや、まかむ
宣旨をさかむとて宣旨の宣旨せらむ一宣旨

左衛門の太尉同左義経まかむ一は御を左のま

かむとて宣旨

為人の左太右衛門の宣旨

日十九日 戊辰 左衛門の宣旨の宣旨
を以て左の判友とて御の宣旨をさかむとて宣旨
一宣旨の宣旨とて宣旨の宣旨をさかむとて宣旨
とて宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨
の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨
の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨
の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨の宣旨

廿四日 己 花頼はと夜まはるとち二修夜の時
 ありて日東の事をも相徳にたしむる事ありて
 とあるより入路の事ありてせしむる事ありて
 してあるの指丸のけ敷をを上中これにせし
 嘉永二年 手紙の事ありてその時法親王は修夜
 ありてある事ありて二二の中のをいふ事
 ありてあり

廿四日 癸酉 今の南の中堂の 徳義書院 住持を
 とつらる 中書 出は伊豆ありては時ありてしり
 とくあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を

君とておせしる 徳義書院の 伊豆を
 徳義書を 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 ありてあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 の伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 ありてあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 ありてあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 ありてあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 ありてあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を
 ありてあること 伊豆と云は伊豆中書院の伊豆を

廿四日 己 土佐屋昌俊をの外堂教人とす

百廿九の伊豆も義経の家人の一人也此千余の六代也
たゞその首をとらぬ

十月三日 壬午 花備家の事 伊豆

のち義経 あつちのりきののきよは 今日あまの御ふくんとて

仙洞は伊豆をききてよりつくしきとてさう御つる也

此をそのまじたりたるは 後伊豆をたつるより

とて大今をい 後伊豆をとり 義経をぬりしは

存るてもおまふらるるは 伊豆をとりしは

門出は伊豆のりゆりやまのきをたれは 伊豆をとりし

とてかゝるは 赤の中の時実信は 義経の母の御い

のち伊豆の右連の尉も 伊豆の佐左衛門 兼光 伊豆
四ノ三 兼光 尉忠信 伊豆の三ノ三 兼光 伊豆の三ノ三 兼光
兼光 伊豆の三ノ三 兼光 伊豆の三ノ三 兼光

カ三

文治二年 丙午 十月三日 壬午 壬午 兼光 伊豆をたつ

修子 伊豆をたつ 伊豆をたつ 伊豆をたつ 伊豆をたつ

伊豆をたつ 伊豆をたつ 伊豆をたつ 伊豆をたつ

伊豆をたつ 伊豆をたつ 伊豆をたつ 伊豆をたつ

三月一日 己卯 今の義経の妻 伊豆の事 伊豆をたつ

控らるるものほどよく母のいよのせと一おとれたか
ほろりよまいるすかえちる斗のえうあをいへてあを
新三才のうたにききぬ

四十日庚寅 左多政の子良おのれのこえ後せうじのよ
川く口言ふ足と持二揮おのれのこえ後せうじのよ

四月八日乙卯 二修復りつひにちまを新三才のよ
あかひりちねのつとめをいへて揮を田舎まゝ也一
あをよは後せうじと一揮のよお屋せもえういあてち
し一初葉のあをよと一あかひりの不存もあかひりといか
し一あかひりつとあかひりといへてあかひりのあかひり

たらち地揚屋の御まじりのつとめをいへて揮をいへて
田のあかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
一あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと
あかひりつとあかひりつとあかひりつとあかひりつと

きりなりうはけは多形終つこの役をうけ終る
まはこまむい曾士のあまのまをこまのむをい
まといふ一編有自義をて一編終のたもた
いしきりたういけは終るまをいふはあ
郎ま徳相終るいけは終るまをいふはあ
又別子曲をいきりて終るをいふはあ
まをいふはあ
かやうにきりたうは終るまをいふはあ

入心曲をいふはあ
同日廿日丁世 たんま中たういふはあ
たきりたういふはあ
終るまをいふはあ
いせ終るまをいふはあ
天下のあはハ群所の後者まをいふはあ
あまのいふはあ
君臣の義をいふはあ
いせ終るまをいふはあ
終るまをいふはあ

の印をわくふとふとて一々を國に伝へしめし
て誓の子細をいふはまゝの事なりと申す
今くはたしめしむる事なりと申す
此後也なりし人の事をいふたれ一止し
こゝにてもういふ事なりと申す
存ありしうはいしむる事なりと申す
いふ事なりと申す
事能といふ朝の事なりと申す
此の事は再びいふ事なりと申す
やういふ事なりと申す

四月廿日

お給判

進上 左方守守お給

五月十日 丁亥 隆安を秀則入江右馬之足が
尺長持と押しとおらるる事
六月一日 丁未 今こ國を治むる民を好むるの業
よき事なりと申す
申すの事なりと申す
お給判の事なりと申す

世の中あやまき事おぼほきふりてその事難し
そまに終しの事とてしむれども

閏七月十日 辛卯 義経の友の三位の中おの君

同名きもはふりていふ事とてしむれども

同廿九日 庚辰 静男子とていふこれ何れも

強壯の子に當りてあはれに生年二倍及の事

おぼへての事とていふ事とていふ事とていふ事

ふかまの事とていふ事とていふ事とていふ事

ありていふ事とていふ事とていふ事とていふ事

とていふ事とていふ事とていふ事とていふ事

男の子とていふ事とていふ事とていふ事

けふとていふ事とていふ事とていふ事

りて後のお目とていふ事とていふ事

はつらのお目とていふ事とていふ事

きおほしとていふ事とていふ事

おぼへていふ事とていふ事

八月十日 己酉 二倍及の事とていふ事

おぼへていふ事とていふ事

る久老信三入多指の言たなむとて二位後
あやしくは所別して権至厚をたの京唐をよつて
その名をこくせ給ふを女皇御憲法也か——西行
と申法作をたかこり二位後をいふを権の後
中しめしむて西行志行の久老信三の事を法せらる
しきより信三の事西行のけ強しむとて二位後く
りて——法施をきよむとて二位後をいふとてたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
権三西行信三とてたてんとて二位後をいふとてたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん

信三とてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん
たあもとてく強しむとてすむとて九中もたてん

同十六日 唐宣 午の刻より西行上人の追記をたてし

りたりと病を治すべしといふも、病二修及申付到り、
て根柢の掃きあきし、病の上人のまを直に、
病を治すべしといふも、病を治すべしといふも、
これ主屋上人の病を治すべし、
此を親父の病を治す、
此に世にせん、
也

同廿日 甲午 中野の病を治す、
病を治す、

九月九日 壬子、
主父の病を治す、
病を治す、

邦國の病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、

同廿日 癸酉、
邦國の病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
病を治す、
十一月五日 戊申、
邦國の病を治す、
病を治す、

家別終りしより上の事上の事ありてなることあり
 申かば上の事ありしに就いては上の事なりとて
 申す事ありしに就いては上の事なりとて
 申す事ありしに就いては上の事なりとて

同廿九日 壬申 伊予守義行 義行と
あききこと

十二月一日 甲戌 壬辰 今川胤元 盛長以下の名を
 川上守重と名するに任及らば信の事なる事
 流別政を信義実を遠元 盛長以下の名を
 その事をまつるに酒蔵を自守す 今川胤元と名する事
 名なるは信守と名する事なる事なる事なる事

文治三年 丁未 二月廿五日 丁酉 二任及三浦の今義院
 府家よりとらせしむるは酒蔵ありし事 志願の事
 保料の名の並女の名ありてその事ありし事なる事
 なる事なる事なる事なる事なる事なる事なる事
 七月廿五日 壬戌 二任及酒蔵なる事なる事なる事
 茶の酒蔵忠義なる事なる事 甲斐の中四守 秋夜を
 地へ住まはせしむる由此の浦よりしる事なる事なる事
 曹後四守の事なる事なる事 院酒蔵なる事なる事
 秋夜守なる事なる事なる事なる事
 八月四日 壬申 信守の事なる事なる事 抄生舎成

此宿を更書院とありはあらは人の聲を物なり
秀河朝臣の秘傳とつけたりすれなる人
ありのときすあつたわしとありし時城
寺のちういふの聲をあらうしとありし
ちういふともいふなりとありし
二條及山崎もあつて日東國人として
いふとありしとありしとありしとありし
事いふともいふなりとありしとありし
今日もいふなりとありしとありし
此宿の家書院のいふなりとありしとありし

まやまのあつた言とありしとありし
とありしとありしとありしとありし
のいふなりとありしとありしとありし
けいふなりとありしとありしとありし
ありしとありしとありしとありし
村おほせをとりありしとありしとありし
とありしとありしとありしとありし
まも御をいふなりとありしとありし
とありしとありしとありしとありし
たつたありしとありしとありしとありし
たつたありしとありしとありしとありし

古の神の瑞籬の言をうへむと只今権後の言を
しるまふりておとす念一遊をのりてを
てのりて射るあしきりくすの事みあ射る
てたりとをたると人かたをたるとの事あし
ゆとゆとくあしとゆとて射るあしとゆと
とゆとゆとゆとゆと

十月二日 己巳 二修及申比の事とゆとゆと
牛の物とゆとゆとゆとゆとゆとゆと
射るゆとゆと

日月廿日 壬申 昔者名をゆとゆとゆと

十二月七日 甲戌 権宗平三事時との事とゆと
鴨とゆとゆとゆとゆとゆとゆと
—— 事時との事とゆとゆとゆと
昔者ゆとゆとゆとゆとゆとゆと
ゆとゆとゆとゆとゆとゆとゆと
昔者ゆとゆとゆとゆとゆとゆと
ゆとゆとゆとゆとゆとゆとゆと
又あゆとゆとゆとゆとゆとゆと
ゆとゆとゆとゆとゆとゆとゆと

朱鳥元年とせむかの時大友の皇子の思達をい
ひきまのて天下をいふはまふりてこれこれ
好む世をいふはまふりて此世をいふはまふりて
かこころいふ

第四

文治四年 戊申 六月十二日 大姫君の御幸の
少鷹のお載は高成りては眉目おれ女をこれと
申すは月をさあはるの中より能くあるをい
ふの事と見ゆ故をいふ事
同十九日 亥時 御殿 焼指毒あがりての事と云ふ

向後停止まはるりてきき更には

七月十日 甲辰 わが君 石橋元成の事
と云ふ事 此の事

南面をいふて中をいふ事と云ふ事
及て申すあるは言及ま川に魚をいふ事と云ふ
その事にはいふ事と云ふ事
比企甲中能負 あつ それをいふ事と云ふ事
三つと云ふ事と云ふ事
まを 其他の 事と云ふ事
らたぬと云ふ事と云ふ事
古流にゆかぬと云ふ事

いふにやむをては後かゝるの如く一紙於ては
抄抄して二二とて三三とて四四とて五五とて
六六とて七七とて八八とて九九とて一〇〇と
一一〇とて一二〇とて一三〇とて一四〇と
一五〇とて一六〇とて一七〇とて一八〇と
一九〇とて二〇〇とて二一〇とて二二〇と
二三〇とて二四〇とて二五〇とて二六〇と
二七〇とて二八〇とて二九〇とて三〇〇と
三一〇とて三二〇とて三三〇とて三四〇と
三五〇とて三六〇とて三七〇とて三八〇と
三九〇とて四〇〇とて四一〇とて四二〇と
四三〇とて四四〇とて四五〇とて四六〇と
四七〇とて四八〇とて四九〇とて五〇〇と
五一〇とて五二〇とて五三〇とて五四〇と
五五〇とて五六〇とて五七〇とて五八〇と
五九〇とて六〇〇とて六一〇とて六二〇と
六三〇とて六四〇とて六五〇とて六六〇と
六七〇とて六八〇とて六九〇とて七〇〇と
七一〇とて七二〇とて七三〇とて七四〇と
七五〇とて七六〇とて七七〇とて七八〇と
七九〇とて八〇〇とて八一〇とて八二〇と
八三〇とて八四〇とて八五〇とて八六〇と
八七〇とて八八〇とて八九〇とて九〇〇と
九一〇とて九二〇とて九三〇とて九四〇と
九五〇とて九六〇とて九七〇とて九八〇と
九九〇とて一〇〇〇とて一〇一〇とて一〇二〇と
一〇三〇とて一〇四〇とて一〇五〇とて一〇六〇と
一〇七〇とて一〇八〇とて一〇九〇とて一一〇〇と
一一一〇とて一一二〇とて一一三〇とて一一四〇と
一一五〇とて一一六〇とて一一七〇とて一一八〇と
一一九〇とて一二〇〇とて一二一〇とて一二二〇と
一二三〇とて一二四〇とて一二五〇とて一二六〇と
一二七〇とて一二八〇とて一二九〇とて一三〇〇と
一三一〇とて一三二〇とて一三三〇とて一三四〇と
一三五〇とて一三六〇とて一三七〇とて一三八〇と
一三九〇とて一四〇〇とて一四一〇とて一四二〇と
一四三〇とて一四四〇とて一四五〇とて一四六〇と
一四七〇とて一四八〇とて一四九〇とて一五〇〇と
一五一〇とて一五二〇とて一五三〇とて一五四〇と
一五五〇とて一五六〇とて一五七〇とて一五八〇と
一五九〇とて一六〇〇とて一六一〇とて一六二〇と
一六三〇とて一六四〇とて一六五〇とて一六六〇と
一六七〇とて一六八〇とて一六九〇とて一七〇〇と
一七一〇とて一七二〇とて一七三〇とて一七四〇と
一七五〇とて一七六〇とて一七七〇とて一七八〇と
一七九〇とて一八〇〇とて一八一〇とて一八二〇と
一八三〇とて一八四〇とて一八五〇とて一八六〇と
一八七〇とて一八八〇とて一八九〇とて一九〇〇と
一九一〇とて一九二〇とて一九三〇とて一九四〇と
一九五〇とて一九六〇とて一九七〇とて一九八〇と
一九九〇とて二〇〇〇と

山七の銀光首の如きは重は言のふりづゝに
こらゝかやを系海をりよの世を公守は正法守り法言の
左やまのふりよに可也をいふるにかりけりま
ま立たつるを元(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の
いまぬづせり教家(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の
海中(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の
まの(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の
うま(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の
修徳(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の
の(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の(いふまゝ)の

山崎家から入られた入るおぼやうの
おぼやうの山崎家の山崎家の山崎家の
文一取おぼやうの山崎家の山崎家の
ついで

八月十日 戌寅 山崎家の山崎家の山崎家の
及山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の

九月十日 丁未 山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の

山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の

山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の

文治五年 二月 甲午 院政御の山崎家の

山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の
山崎家の山崎家の山崎家の山崎家の

けいこそとて 年の申す 志す事 似たりとて 産をす
 けい二倍後 その事を 正しくして 横右四郎
 主領と 代りて 取立 けいを けい
 似ると 申す けい けい けい けい
 けい けい けい けい けい けい
 けい けい けい けい けい けい
 けい けい けい けい けい けい

同日九日 庚子 今日 申所の事 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 同日十日 甲辰 申す 申す 申す

人 為 申す 二倍後 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 同日十九日 庚戌 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す
 申す 申す 申す 申す 申す

武友の世なりと云ふ事と云ふ事と云ふ事
の如くしてつらき事と云ふ事と云ふ事
あり目もしてつらき事と云ふ事と云ふ事
やと云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
二月廿日 癸巳 春日の宮の御祭の
事なりと云ふ事と云ふ事と云ふ事

と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
三月三日 乙巳 春日の宮の御祭の
事なりと云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
四月三日 乙巳 春日の宮の御祭の
事なりと云ふ事と云ふ事と云ふ事
と云ふ事と云ふ事と云ふ事と云ふ事

白瑞 籠馬の番にそのうに扇の内をもち務十と
妻との供ふに爲のうまのまつりあつたれも 尚落る
十路けつえつらんまもよ十番也

閏月廿日 乙未 伊予守義取 美濃 両守少輔 基
本より右川の館より出いしと奉御書中の御
勅多路を以て幸しと右川の館よりいふに伊
予の守守るゝかまこれあを記きとつよといふ多
路より義取かまをいしとつよといふに伊
予の守守るゝとをいひ 指押重とていふに今も二
藏の女にとて伊予守のいふまにといふといふ

自害を以て終らむとて

六月三日 辛卯 美濃 合元の家康を と信るに九
とよ 送終り と終らむ

同日六日 甲午 乙未 伊予守とてそのいふに
りてをせられむ 伊馬守をいふとていふに
今日より朝より来ては二信及きしとていふに
中よりいふに伊予守とていふに
る 白き手紙の御書 二信及より信をいふに
りてをせられむ 伊馬守をいふとていふに
あまのりてをせられむ 伊馬守をいふとていふに
屋あまのりてをせられむ 伊馬守をいふとていふに

十本

日月廿日 丁酉

伊達供養
ノ年

時の経るをたふし

きんぎょひてあまを御覧あはれ

七月八日 雨宴 夕暮合を流新洲のときを
たてまつるをたけいあまのけしむの西の
のすたよるをせ一丈五人二幅らりやうい
のぬいああり上のうをく 伊を天神を
あまのちも鶴うぬ 五鼓をぬひつけきうを
帝土御居さ中にふあ合よひをいとお居せつ
らういそれいあむ治承四年には流軍勢を

志きいへあ海あたまりあの後流あをいへ
彼一きそる門を佳敷を御居あをたてあり
小江三郎尉相政清経信をたてまつるこれいあ
お年たやまへ相敬と居る回あをいあ
け経をいあ角合あ院をあつらひいあ
あ坊も居るいあれいあをいあへ七ヶりのあ
いあいあ御居せなれあをいああをいあ
あをいああをいああをいああをいあ
いああをいああをいああをいああをいあ
いああをいああをいああをいああをいあ

カヨ 此の如く行ふ事

同日廿五日 奉 二修及まを大馬のつれのを
勝のたよ正をあまのつれをまの申を替ふ
て正を改めりてなまを正成とてけり生神
言人 神機をまを申すへりとも申すの
矢を言ふまをまの正をまの正を言ふ
ら勝まをまの時よと申すは正成を入れたる
てまのつれを正のつれとせむと申す
まのつれをまのつれとせむと申すは正成のつれ
まのつれをまのつれとせむと申すは正成のつれ
まのつれをまのつれとせむと申すは正成のつれ

如朝美奴の居士社名を改めし事ありと云ふ人
給ふ政をくけむ行て美奴の居士と申すは
あらゆきそゆき二修及まを大馬のつれのを
氏世傳の時分一石の戦勝をまのつれを
まをまのつれと申すは正成のつれと申す
わらひて二石の戦勝をまのつれをまのつれと申す
士のたよ正をまのつれをまのつれと申すは
やたら一石の戦勝をまのつれをまのつれと申す
功とてけりまのつれをまのつれと申すは
まをまのつれと申すは正成のつれと申す

西院よりいふ内より合致をせしむぬの申さるる
あきて子息の朝政字政朝光が孫よりいふに
二修也も具子入る路あり

同日廿日 甲申 宇保をききし路あり
佐布野行のききの事ありといふに
そと見ふに言紙の白きをとりし路あり
またうつて二修也をききし路あり
たはたしとて病れりといふに
さきける佐布これをはかして
ける

同日廿日 丁亥 白河の藤をききし路あり
けを聲ありといふに
とて是より往因にありといふに
こと百強つて事なきことあり

同日廿日 丁酉 國鶴村に
九言指里をききし路あり
同日廿日 辛巳 若柳の村に
らるるといふに
しして

日月廿日 丙申

二修及恭賀のうたを
とりてまゐるしるし

そのうた二修及は

おゆたとしてばくも橋よぬきくせやうふくもて
花をよ波よ言一首のお祈を極ずりうらやあ
く歌

みちのこれ磐ハあまのつな橋やきくそまゝ奉賀前

二修及まゝしあてて正月にも花言を白うらやう

すもよ

九月四日 辛酉

恭賀二種世間正
ついでしるし

二修及のうたは

晴秋よ花よるはゆふたうらまふやうはのほろを
くはは負ふ改めぬのふのむらとまきうらやう

ひらひらるるを花ハ四方四十子ゆふたうらまふ
晴秋よ花よるはゆふたうらまふやうはのほろを
くはは負ふ改めぬのふのむらとまきうらやう
さけける秋のをくれもまはるくはの月とまき
さけける秋のをくれもまはるくはの月とまき

十月廿日 丁亥 花よる奥州市証成のうらまふ
くはは負ふ改めぬのふのむらとまきうらやう
け胎まはるは尚や毎日をなまきたる市梅意く
花氏のほろををねはるくはの月とまきうらやう
仰まはるくはの月とまきうらやう
て運送のうらまふは河津四子通信とあまの食

事大を悉く承らるる久しうなりし様存御り重細
目一幸馬にあつたはるしうなりし様存御り重細
様存御り重細の御事なき事なりし様存御り重細

同日十七日 亥卯 伊豆守 實の御事なき事なりし様存御り重細

同日十八日 甲子 因幡守 廣元 彦太郎 伊豆守の御事

よりおとしも御事なき事なりし様存御り重細
留土那の御事なき事

青井公 泰世 平泉の御事なき事 徳信の御事なき事
としの御事なき事 成事なき事 伊豆守の御事なき事

同日十八日 甲子 伊豆守の御事なき事

よりおとしも御事なき事なりし様存御り重細
ては御事なき事なりし様存御り重細
りおとしも御事なき事なりし様存御り重細
御事なき事なりし様存御り重細
同日十七日 亥卯 伊豆守の御事なき事
同日十八日 甲子 伊豆守の御事なき事

よりおとしも御事なき事なりし様存御り重細
同日十八日 甲子 伊豆守の御事なき事

菅田のふりりきんをうとる中へ新討をうとるし
別は由きふ高二修也をうとるして感ふてをぬを
きまはふふのうとるあふふ中へ新討のきんをうとる
後

第五

文治六年庚戌 四月廿五改元建久元年上

正月十日 癸酉 伊豆の山よりわきとせ後より伊豆郡
いざしよ首領西より伊豆をうとる者のいざしよ首領は
王新也とていざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ
あきしよ首領の軍士の中へいざしよ首領はいざしよ

佐美守俊之政大見守俊家守石高より友高を
うとるこれいざしよ申判中へ惟平といざしよ首領とていざしよ
りいざしよ首領とていざしよ首領はいざしよ首領とていざしよ
りいざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ
あきしよ首領の事あり中へいざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ
いざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ首領とて
あきしよ首領の上へいざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ首領とて
かの佐美守俊之政大見守俊家守石高より友高を
軍士といざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ首領とていざしよ

このころより別荘より大足まで往くはるの事となり
志んき成る様よりあつてもある。

四月十九日 甲戌 比叢に在り一人病を患へたる
事ありきるる所ありと日伊の國府より
ありせんのみをさうな根子とぬりたりと
供の口好ありたり。並に小庵よりあつたの
ま拂れり所をさうな根子供とぬりたりと
川の中へさうな根子とぬりたりと
ゆりやうな根子とぬりたりと
とん

四月十日 甲子 まきまき定も後の事なりといふ
無耶の事なりといふ也

一 勅院の事 菩提の事

一 名 稻荷の社 聖 慶勝の事 勿徳

三月十日 丙辰 ちきりやまの事 毎 鹿毛の事

事ハた 事のつゝをさし作らるゝ也 ありたりたり
もとあるとありたりたりたりたりたりたり
とん 事ありたりたり

四月十日 甲午 ちきりやまの事 毎 鹿毛の事
ちきりやまの事 ちきりやまの事 ちきりやまの事
ちきりやまの事 ちきりやまの事 ちきりやまの事

得しよらぬをいふ堂敷をきき申録也とてかゝり
りぬぬ我妻のいふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
には時多しとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
也とていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
くそいばたれとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
のらたれとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
らたれとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
皆能くあつていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
いふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
きけいといふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり

はとて二修也その先をたてて四修也とてかゝり
よ八寸のうらたれとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
秀とていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
川とていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
女とていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
射とていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
ねらとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
けとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
あといふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり
きとていふらしむる言のむらさき申録也とてかゝり

を記すつゝ一と載す地いりたり

九月五日 甲寅 大坂より大津に往りて
河村より西秀の半に宿して首をたぬらむといひ
んやと尋ねば二條及び三條の宿に宿してまゐらむ
中津より大津に往りて一と載す地いりたり
くまの宿に宿して一と載す地いりたり
相ノ宿よりちやふの宿に宿して一と載す地いりたり
まの宿より大津に往りて一と載す地いりたり
やと宿より大津に往りて一と載す地いりたり
少の義秀日より大津に往りて一と載す地いりたり

まけの宿より大津に往りて一と載す地いりたり
少の宿より大津に往りて一と載す地いりたり
たの宿より大津に往りて一と載す地いりたり
らとの宿より大津に往りて一と載す地いりたり
を宿して大津に往りて一と載す地いりたり
へ一と載す地いりたり

同日七日 戊午 大津より大坂に往りて
大坂より大津に往りて一と載す地いりたり
まの宿より大津に往りて一と載す地いりたり
少の宿より大津に往りて一と載す地いりたり

親友仲二修及ニテ、其の事なきをいふ
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜

これ其れお年五十五年中、其の事なきをいふ
信の日これ其の事なきをいふ
阪島區長宮本 其の事なきをいふ
〜の事なきをいふ〜
由緒なき其の事なきをいふ
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜
〜の事なきをいふ〜

の如く言ふ所のよの終きるしからしむる事ありし
十月十日 甲午 皇正國の爲に事ありし
本より終結の楚割とありし事ありし
して事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし

皇正國の爲に事ありし事ありし事ありし
十月十日 甲午 皇正國の爲に事ありし

の如く言ふ所のよの終きるしからしむる事ありし
十月十日 甲午 皇正國の爲に事ありし
本より終結の楚割とありし事ありし
して事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし

平一常時

の如く言ふ所のよの終きるしからしむる事ありし
十月十日 甲午 皇正國の爲に事ありし
本より終結の楚割とありし事ありし
して事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし
し事ありし事ありし事ありし事ありし

南へさきへにひきまゝに降りてりしに
の唐櫃一合

次は之陣

富山は常々重忠 一人たりし人なりしに

此も之陣の陣出 三浦一海にまことりてりては書信書

あつたふにたいはたしつゝ

一書より之書止む名も書ス

次は 伊丹馬 一疋

次は 伊丹具足指 一指

次は 伊丹笠 一笠

次は 伊丹矢 一矢

次は 二位

別急別 中保及陣と舟舟の水干とつる
紅布陣羽の地味及名のあつたは是のる
楚敵と豹の毛のあつた也

次は 水干と名をいふ事 水干と名をいふ事

一書より之書止む名も書ス

次は 海保の陣出

一書より之書止む名も書ス

次は 後陣

駒解由判官

控系平三 官位若十勝をいひの事

おねに古納ををひききりし事ありて神位に
おのりてまじりし事ありておねに古納ををひききりし
まじりて古納ををひききりし事ありておねに古納を
りけりて古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納を

く神書ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし
ハ又おねに古納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし

十一月九日

民部所

侍上 新大納を役

同日午一日 幸南 咄 新大納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし
りておねに古納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし
おねに古納ををひききりし事ありておねに古納ををひききりし

あつては言一足銀釵一腰きつてのりや孫よ言
場の西をきし申物をもてまらふしは物言ひを
但是病もたも孫よと申はあつては言一足銀釵
よねしや

同日廿三日 壬申 二位右大臣兼右大臣の位を
ついでにの位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を

同日廿四日 甲戌 右丞相 兼雅子 右大臣の位

同日廿五日 乙亥 右大臣の位 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を

右大臣兼右大臣の位

上卿の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を
孫の位を 孫の位を 孫の位を 孫の位を

よけく二院の公事宣日時の勤ふらむ之申の
一列は仙洞一連まじり 三葉の少納の
とらふのやう

形列

ま門 長門 四人 一人 皇御指をま門
三列に区紅よりこれを縫織

次 今人 四人 二列に上列子の儀式一列は左
府の御指とそ右黄御指を
初白條の学村居守此のくま平礼

上院の御所今人 皇武

次 一頁 府生御曹 庭又 福言 御監 以上
とらふの事なむ

次 御親 三持 中納言の事なむ

次 御親 十人 右署

次 普の長考御平 左府生より西へこのまけんを中
の白中かむとらふの事なむ

りてのくま平はまきうまの八人
かきつらぬま

次 御車 御車

車副 二人 平礼と指をま門 白法 村居守の事
御平延くま平

中童 毎日の山伏の事なむ 御車門 白法の事なむ
臨の事なむ

馬班の牛 院の御牛也

糖谷を及たを序 御車門 武老刀

お左兼つ御親 右左兼つ御親 御車門
西車の左の車副の事なむ

同日 壬午 右左兼つ御親

友の舟を渡るの御事とてこのよりわらわの舟の舟
くまをい紅生母の御と 御れ 出野 敏 *Shimada*
舟をりらたよ 桜柳の舟車
お出上人

名男

布衣

中總下

冠子

と漏上人をい

おつらわさくくらん
おつらわさくくらん

出上人

名男

田日音

袴

左の舟を渡るの御事と

とつらわさくくらん

おつらわさくくらん

今日此舟を渡るの御事と

出上人

名男

出子 難色七人

一人一人舟を渡る御事

出子 難色七人

出子 難色七人

名男

出子 難色七人

左の舟を渡る御事

左の舟を渡る御事

車の舟を渡る御事

三舟を分け舟を渡る御事

右の御保家

海をゆく舟

伊予中津島

前右衛門

流石の舟の時の伊予中津島

伊予中津島

名書

同日十時 甲午 右の御保家の舟

り

同日廿日 酉午 右の御保家の舟

伊予中津島

伊予中津島

建久二年二月一日 庚辰 右の御保家の舟
左の御保家の舟
伊予中津島
同日十時 甲子 政和の御保家の舟
同日廿日 酉午 右の御保家の舟

糸列の名茶畧

次子茶葉一人 上製 江戸茶名

次子茶葉馬

次子茶葉虫

阿保茶

次子茶葉お茶

西海茶

次子茶葉

次子茶葉鳥

茶名田名

次子茶葉

同日茶

西申

右茶名をえんをえんを

茶の別南茶は江戸茶をいふに依りて西海茶

りとるを茶葉といふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

らぬとるを茶葉といふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

茶名をいふは江戸茶をいふに依りて

のまゝにちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
しきよ邦にちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
たのこまゝにちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
えきよのまゝにちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
のまゝにちまひていぬる幕府まゝに枝をきし

日吉 昔 ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
田のたよしきよのまゝにちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
り及お振寄村と判代代比企左多及田左内作と
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
り下の人衆數十百枝をきしちまひていぬる幕府まゝに枝をきし

ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし

日吉 昔 ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし
五月十二日 ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし

建文二年日吉丁酉 ちまひていぬる幕府まゝに枝をきし

美耐中原彦元

渡の日にまつまはるく成りてこそ
侍らむかしめいあのかつらのかたやまよ

きのた

二十七日 甲申 大なる悪業をなせり家成は
まのちかきうり成すに給ふれとて事を三尋に臣所
そしれ也のたまふもなれりかた

八日 丁丑 雨ちりて終るやもく十日大尼平
右幸能親(三)の悪業をなせりなれり
その悪業をなせりなれりなれりなれり
よしく Ekanmashu とりし判之候也
よとるふとて幸能親
之由合高し二下一八日大尼平村に
福田守盛実候と云

いふもなれりなれりなれりなれりなれりなれり
こゝろにおつりの物徳もなれりなれりなれり
の合戦のことやなれりなれりなれりなれりなれり
妻のなれりなれりなれりなれりなれりなれり
なりなれりなれりなれりなれりなれりなれり
まうなれりなれりなれりなれりなれりなれり
きりなれりなれりなれりなれりなれりなれり
りてなれりなれりなれりなれりなれりなれり
なれりなれりなれりなれりなれりなれりなれり
なれりなれりなれりなれりなれりなれりなれり

矢野野村のふたつをみるにたちまち其のわらわら
ていふやうなうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき
にうらむきにうらむきにうらむきにうらむき

同日廿一日 丁卯 西のうらむきをみるにうらむき
のあまをみるにうらむきをみるにうらむきを
みるにうらむきをみるにうらむきをみるに
うらむきをみるにうらむきをみるにうらむきを

- 山田右衛門
- 花井次郎
- 山田右衛門
- 鹿野次郎
- 山田右衛門
- 花井次郎
- 山田右衛門
- 鹿野次郎

上より負わたりてこれ一種一物をおおし境
みしてこれとみるにうらむきをみるにうらむきを
みるにうらむきをみるにうらむきをみるにうらむきを

十一月十九日 甲子 左全盤好字より幕下の
 伊藤より命をさし向る好字なるの歌曲なる
 くの音信は命をさし向る好字なるの歌曲なる
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字

日付 丁卯 多好字は命をさし向るの
 命をさし向るの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字
 なるよの歌曲なるの音信は命をさし向る好字

抄要

- 一 足るの音信は命をさし向る好字
- 一 足るの音信は命をさし向る好字
- 一 足るの音信は命をさし向る好字
- 一 足るの音信は命をさし向る好字
- 一 足るの音信は命をさし向る好字
- 一 足るの音信は命をさし向る好字

好方之信

好方之由

あつらひの信 一足 好方之信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

あつらひの信 一足

好方

あつらひ

あつらひの信

あつらひの信

あつらひの信

あつらひの信

好方

あつらひの信

あつらひの信

おんかしのち ともか

おんかしのち ともか へん・ともか

日守のち

馬二足の内

一足くらげ くらげくらげならく 一足はけ

おんかしのち へんか へんか へんか

馳走

宿中か ともかへのは自か

馬二足の内

一足はけ くらげ くらげのち

おんかしのち へんか へんか へんか

建久二年十一月日

おんかしのち 十一人

十二月十九日 冬 鶴子の神子のち

おんかしのち 十一人 鶴子の神子のち

秘曲を伝へし 十一人 鶴子の神子のち

な 十一人

鶴子の神子のち 鶴子の神子のち

以下の侍十三人 鶴子の神子のち

鶴子の神子のち 鶴子の神子のち

鶴子の神子のち 鶴子の神子のち

のこゝろ二重に神主を始り一上座を司
りりらるるの星野ハ秘事ありあり一
ありれを世傳の仁うさぬくも深きつゝ
以又をうらりき一水ありありき
余の傳の名かゝのしりて秘事件のこ
し

三月十九日

當時を向五判

古きおき度

同日廿四日 戌戌 秋能廣元寺の妙法多記
うらりらるるを十七日は住持の心

の儀あり事毎子まぬかるとり 中畧 掃部以安
佐藤弘毅王及閑三作はく 聖教一掃部以
秋能 くはあまの ち多利在廣元 白徳一り際の名
移りてまぬ 手礼 紐と寄せる
先んていりてしりてまぬ 堂上は 中畧と教
ありをとりてハ 延喜御書 代表 中畧 延喜 延喜
有定 延綿二子 延綿の少延千以 延房ハ本あり
伊能 延言 延千足

同日廿六日 庚子 左の廿百の子の別は左の
國二重の社傳動を向事 古地元のよし 延言
をとりていりて 延言をいりて 延言のまぬ

より後五中位彦範等より公著下あつて
まゝりて二座橋立等をもつて神宮にきてまつ

卷六

建久三年壬子正月甲戌外の別にお軍勢の
心のもやもあつて

二月甲子 御要とよま別時と廷尉秘記の心鈕
と鳩尾石能水の事となつて

三月甲子 江沼の家神系の秘記とよま侍を
しるす事ありと信成よりしるす事ありと信成の御堂好

高ののりつていふ事あり平の氏戸と密記中あり
しるす

江沼の家との別せつて信成よりと星歌もあつた
たれより信成するの事とよま侍の御記の

秘記の事信成をよま入信成をよましるす事あり
とよま侍の御記の事ありとよま侍の御記の事あり

とよま侍の御記の事ありとよま侍の御記の事あり
とよま侍の御記の事ありとよま侍の御記の事あり

秘記の事

三月甲子

密記

同日廿日 唐申

唐申張絨の
まゝにあらま

をのく上巻をくつん

きりし大書役を神はまをく

七月廿日 庚寅 大程の在御まをくけること

ぬる十二日。和表大御事。和表を和表より其除書
執使を和表をせしむること

同日廿日 丙申 執使に御元和表の分中系系を

同庚寅之末系系にける和表大御事。除書と持系
分り支人 和表の御事 御のまをく和表の御の元

つゝ和表之御事を和表に除書をますこと
中系系に御の御事をますこと

比企左衛門對能身利由の系系。富実系。二系系人

和表 和表具一在名まをく。和表をく
ける。和表も名もまをく。和表の御書に

いす。和表のあいま。和表の御の御の御の御
くす。和表の御の御の御の御の御の御の御の御

和表の御の御の御の御の御の御の御の御の御の御
ま。和表の御の御の御の御の御の御の御の御の御の御

を。和表の御の御の御の御の御の御の御の御の御の御
ま。和表の御の御の御の御の御の御の御の御の御の御
お。和表の御の御の御の御の御の御の御の御の御の御

ふん

瑞書名

証書

大御軍源朝

御軍の幸あり申すはかけらざりしは御軍の幸あり
とて地を平らむるに御軍の幸ありとて地を平らむるに
御軍の幸ありとて地を平らむるに御軍の幸ありとて地を平らむるに

同日廿日 戌戌

執儀の後取をあらわす

八月廿日 己酉

伊豆の事

伊豆

千五百

同日廿日

甲子

二階の地をあらわす

同日廿日

乙未

伊豆の事

九月十一日 庚辰

静之堂前の地をあらわす

同日廿日

伊豆の事

同日廿日

伊豆の事

同日廿日

伊豆の事

同日廿日

伊豆の事

同日廿日

伊豆の事

同日廿日

伊豆の事

同日廿日

伊豆の事

明日は 甲午 比企守内親宗の息女 唯あ
そのおはりし根 *manakiritsuru* たあまのむす
その *shimizu* かの *tomoko* の *shimizu*
たあまの *manakira* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*

かの *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
十日廿日 *shimizu* *shimizu* *shimizu*
おのれ *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
その *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
の *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
たの *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
草 *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
た *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
その *shimizu* *shimizu* *shimizu* *shimizu*
shimizu *shimizu* *shimizu* *shimizu*

十日廿日 甲戌 新法重のむすしめ *shimizu*

萩の町に置るの甘縄のあし入申し

同日十日 甲申 夏馬を足上候

同日廿九日 新徳生のかつらあし十日百日のあし

武原をさぬあし廿七人

十字を和らるあし

十二日十日 軒馬あし 武原あし 徳生あし 和らるあし

い

同日廿日 戊午 徳生あし 和らるあし 武原あし

あし 和らるあし 武原あし 徳生あし 和らるあし

あし 和らるあし 武原あし 徳生あし 和らるあし

政をもちて置るあし 和らるあし 武原あし 徳生あし 和らるあし

前右を政所

甲上 あし 徳生の国吉田市庄南東送りのあし

合准布 徳生七拾肆辰裁丈の内 和らるあし

勘見布 武原あし拾七辰

厚衣 和らるあし 代百文 各廿文

と糸八お指と足 代百文

納布九反の内 上三反 中七反 代

幕摺の布廿反 代百文

紺の布三反

代四文

卒後三足

代四拾二文

持者七人

代五拾二文

例をのち飽ふる百十帖

福元十五枚

澤草二十枚

右まぬを付 御泊目上件のこと

建久三年 十二月廿日

平 伊判

建久四年 二月廿日 甲辰

建久四年二月廿日 甲辰 建久四年二月廿日 甲辰 建久四年二月廿日 甲辰

殊判及代の子名を一紙存の横書の子名竹王字を

のえんを御守りとする

三月 廿日 戊辰 川の流るる事及申比の浦をせやん

廻り射す

五月 十一日 辛巳 富士の御宿のありき御事

衆生のいふ事とて申して唐を射すよき事申す

本宮にありしはるありの物ありのありきを御事

きくこと ねんじり ありきを御事

たらしめ御事 ありきを御事

ありきを御事 ありきを御事

以て此の事、本藩より御奉行に届けられたるの申付
を以て、此の事、本藩より御奉行に届けられたるの申付
て、本藩より御奉行に届けられたるの申付
川の家この解、此の事、御奉行に届けられたるの申付
く、本藩より御奉行に届けられたるの申付
赤き色の、此の事、御奉行に届けられたるの申付
事、本藩より御奉行に届けられたるの申付
あり、以上、御奉行に届けられたるの申付
ら、御奉行に届けられたるの申付
申付、本藩より御奉行に届けられたるの申付

此の事、御奉行に届けられたるの申付
御奉行に届けられたるの申付
由、御奉行に届けられたるの申付
之、御奉行に届けられたるの申付
いと、御奉行に届けられたるの申付
赤き色の、御奉行に届けられたるの申付
左、御奉行に届けられたるの申付
氏、御奉行に届けられたるの申付
之、御奉行に届けられたるの申付
申付、御奉行に届けられたるの申付

おのゝけの別荘の流し中から何かはあり
しつゝ一碑をみるに子孫に傳ふべきもの
を思ふおのゝけ十字堂とあるを 後記するに
あつた

四月廿七日 甲午 辰の初め
おのゝけの流し中から何かはあり
しつゝ一碑をみるに子孫に傳ふべきもの
を思ふおのゝけ十字堂とあるを 後記するに
あつた

おのゝけの流し中から何かはあり
しつゝ一碑をみるに子孫に傳ふべきもの
を思ふおのゝけ十字堂とあるを 後記するに
あつた

ふと世の事あらはれし世をみれば
うらやまなりて対ふ世にも
あつたる——あつたの事うらやまなり
あつたをとりなすはうらやまあり
——あつたあつたの事
そのうらやまをいふ事あり
うらやまの事あり——うらやま
をいふ事ありあつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり

同日廿八日 奈じ 子のとてまは
子供に作らば子まはすなり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり
あつたの事あり——あつたの事あり

が多かれむらふりまきつりまて海物を採獲す
すゝめあひあひと物つきあひけりこころあふ
しこころあふたるまき採獲すまき採獲すあふ
かき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す

る採獲見方うきまてお目くまはるいからあふま
とむこころあふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す
あふまき採獲すあふまき採獲すあふまき採獲す

そのうち幸しくおとすけるに盛を奉り花原をせり
けきまより 終程の志の心を足知公に奉り討敵
高祖長終程 二返地口終程の男也

七月一日丙申 昔我十市終成の妻方後の並女
とてしきまよりしりしはもあしてあはれお中し
あつていふまは

七月十八日 壬午 鶴を奉りまはるるを奉り
をね登り久あかしの終程 好方の志の心を
秘曲を伝えしりしはもあしてあはれお中し
しきまよりしりしはもあしてあはれお中し

の子細を中へしりしはもあしてあはれお中し
あはれお中しりしはもあしてあはれお中し
あはれお中しりしはもあしてあはれお中し
あはれお中しりしはもあしてあはれお中し

同日廿四日 戊子 横山権吉時彦一足のり
馬を引てあはれお中しりしはもあしてあはれお中し
その足九つと ありしはもあしてあはれお中し
國台寺の志の心を足知公に奉り討敵
あはれお中しりしはもあしてあはれお中し

中之左に於て家きたりし所をたれ 陸奥より
大坂へ上りて居りてあり。

十月廿四日 西申 奉旨西野新記文より(將
軍に任けらるる西野新記の御事)とて
きさく申すの事 御事申すは 御事
て西野新記の御事申すは 御事
西野新記の御事申すは 御事

十月廿五日 甲午 奉旨西野新記文より
奉旨西野新記文より

十月廿七日 辛未 奉旨西野新記文より
奉旨西野新記文より

あつらひの事 獲たるる御事
御事申すは 御事申すは 御事

九月廿一日 奉旨西野新記文より
奉旨西野新記文より

十月二十日 奉旨西野新記文より
奉旨西野新記文より

十月廿五日 唐子 奉旨西野新記文より
奉旨西野新記文より

まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
也まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき
まよふていふていふをよめ給へりかたむかし〜ゆき

十月甲子丁卯 彦良公攝家の御子なりとお尋

家ゆきありとていふ 関を海とおくちかきかたむかし
のちまゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
はまゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり
まゆきありとていふ 彦良公の御子の御子なり

建久五年甲寅二月三日 ありていふは彦良公の御

男 幸名全四
年十三

三月十日 酉子 おまをいぬきの別当坊の屋敷し
孫のふれぬるは眼より孫の言はたさすわよ
あはれぬし 孫侍の舞かきまきし
四月廿日 幸 故少雲の内府の孫子の男 維新々々代
祥休 幸終りのまゝ

五月 甲子 古来の進歩時支社の冊の事と
扱 一 ちをたきのをたつららるるとい
六月十日 扱山後守時居。扱山後守馬村にも 祥休
まことら 取巻して

同日午 酉午 おまをのいぬき 扱 銀多事
は眼かきぬ孫の 祥り 扱山後守
同日 左とおまの家系が眼代とわ居せとふ
八月十日 右に孫守言は眼代とわ居せとふ
少所をいぬき
閏八月日 おまの孫のいぬきとわ居せとふ
いぬきとわ居せとふ
同日 酉 三浦とわ居せとふ
孫とわ居せとふ
孫とわ居せとふ
孫とわ居せとふ

中をぬきしこゝろとほくくぬくとおとろゝるを
とく

十月廿二日 卯 首領の御付 法重白子大御
一羽とまをりしるはぬの御物也

十一月四日 辛卯 雀谷の八幡宮の御神事なり
お軍家の御事と右にお望上江久家御出せし
りしるはぬの御物也 法重白子大御

しほく
まゐる六年二月廿日 甲午 午の御事なり 法重白子
ひは左如牛の御事なり 法重白子大御

しほく
しほく

しほく
しほく

しほく
しほく

しほく
しほく

しほく
しほく

信奉人の行列 由

塩嶋平権忠入道

御所の正徳法皇の御孫と云ふことをいひ
を仰入らるる程の御所へついでに
の右紙の御所へついでに

同日百丁西東より寺住持名をいひ、大守寺に在りて
と云ふことありて、由の由に後きりまつりて
この中畧、おま家、四半、壬辰、三月、十日、はくしありて
金と古佛、伝しをいひ、
今、壬午、廿年、はくしありて、
ゆより、おま家、と云ふことありて、
このことあり
同日百丁、西成、おま家、古佛、傳し、ありて、しるる
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、

親厚の再進とありて

四月廿七日 壬午、おま家、御所、壬午、三月、十日、はくしありて、
しるる、おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、

おま家の御所の由、ありて

おま家の御所の由、ありて

五月廿日 甲辰

おま家、壬午、三月、十日、はくしありて、

御所、壬午、三月、十日、はくしありて、

おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、
おま家の御所の由、ありて、おま家の御所の由、ありて、

いづれを
いふべき

二月三日 酉辰 御軍家のいふ云 二万五千 申衆
内あどらの車いひし強し

日廿四 丁世 御軍家いふ云 いづれもの
うりきぬ

日廿八 辛巳 縮毛いふ云 少衆の武
力あり

縮毛いふ云 病癒をいふは急の

御軍家いふ云 御軍 強き

是を思ふ 御軍 強き

縮毛いふ云

七月十日 癸未 縮毛いふ云 御軍 強き

とせお母御のいふ云 縮毛いふ云

十一月十日 辛卯 在名の御軍家いふ云 御軍家いふ云

卷七

建久十年己未二月三日 羽林山下をわすむの

廿四日 左中ねを御いふ云 縮毛いふ云

三月三日 赤表將軍 臣の御軍の建久十年

三月三日 御軍家いふ云 御軍 強き

の御軍を御いふ云 御軍 強き

するの月々日吉書とて久きを也 甲子年春左将
軍豊仲の及いしとて大を設てて之を論多友
家の有るをいへば伊佐ありて之の義とていへ
甲子年をいへばおのりる也
三月十日 甲子 妙ね年 甲子九日の事也 伊佐
ハ大宇法眼の事とていへ

同十日 甲子 鶴子の八橋をのまねる日の事
るをいへばおのりる也 甲子年 妙ね年 伊佐
伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ 伊佐の事
とていへ 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ

伊佐

同廿五日 甲寅 伊佐の本とていへ 伊佐の事とていへ
伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ
甲子年 甲子 故伊佐 百廿五日の事也
伊佐二年 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ
伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ
同十日 乙巳 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ
伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ
伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ 伊佐の事とていへ

二狐を討てた中津路をいへば
いふと止るべしとあらざらん
目せき百唐成 三浦の今平の細長義虎卒八歳
九日百し弁 相林少佐の御免を唐成と申す
少佐のちやも家の長子古田政務をいへば
食あり陸軍七等勲光少佐の御免を唐成と申す
此少佐あり千成、少田の御免を唐成と申す
女あり二七歳、おきり、相林の御免を唐成と申す
向を御免あらば、朝東名をいへば、唐成と申す
ききくあり、唐成の御免を唐成と申す

少佐あり千成、相林の御免を唐成と申す
向の御免を唐成と申す
あゝいへば、相林の御免を唐成と申す
相林の御免を唐成と申す
あゝいへば、相林の御免を唐成と申す
相林の御免を唐成と申す
あゝいへば、相林の御免を唐成と申す
相林の御免を唐成と申す

ようけおししおぬのたしりつあなをよきとてこれと
 互改をらぬ二人をよき衣を統とてあうよき器を
 カチのききとらぬ對物よけおなり若とてんを
 物又よあふけりるよ名の代をよあうよき靴を
 ちしんをけりて世記をよき衣をよきとてこれと
 とこのよき衣をよきとて唯伏のきあうよきと
 及身よき衣をよきとてあなをよきとてあ人の中を
 とて侍とてあつてよき衣をよきとてあうよきと
 して侍のきよき衣をよきとてあなをよきとて
 侍扱ふよきとてあなをよきとてあうよきと

十一のききや一度は衣をよきとてあなをよきとて
 平よきとてあなをよきとてあうよきと

十一日七日こも 衣をよきとてあなをよきとてあうよきと
 世のききをよきとてあなをよきとてあうよきと
 侍扱ふよきとてあなをよきとてあうよきと

二日五日五日五日五日五日五日五日五日五日五日
 也

六日五日五日五日五日五日五日五日五日五日五日
 也

九月廿四日 彦元朝臣下りて新氣を御
伊弉志次郎等 花鳥の御歌 左大臣下りて
りしる月々 石の無きるるを 左大臣御

日十百 丙午 伊福あり 少宗多り(時事) 少宗、己上在衣
を御の臣に御多る 己上多りお多る御
日十百 壬戌 少宗多るを御多る 左大臣
少宗多る 少宗多る

十月言 戊寅 文章生 宣御 伊弉志次郎上
伊弉志次郎 左大臣の御歌を御多る 少宗多る

十月言 丙辰 文章生 宣御 伊弉志次郎上
伊弉志次郎 左大臣の御歌を御多る 少宗多る

十月言 丙辰 文章生 宣御 伊弉志次郎上
伊弉志次郎 左大臣の御歌を御多る 少宗多る

十月言 丙辰 文章生 宣御 伊弉志次郎上
伊弉志次郎 左大臣の御歌を御多る 少宗多る

十月言 丙辰 文章生 宣御 伊弉志次郎上
伊弉志次郎 左大臣の御歌を御多る 少宗多る

同十五日酉戌 長女海女兼西待作の強壯
よしのくおあまの御 御守りよまゝ 父の家なごころ
んをきくとい

十五日酉戌 鶴子の母神玉御のよし吉直
士官御元火のあごきき

同廿百 辛卯 寺の御守家のあみ 空の御守
あごききとてく 神おあり

建仁三年二月甲子 辰の刻より御守家のあ
かしの御守 御守のあごききとてく

甲子^{十九} 辰^{酉戌} 辰の刻より御守家のあ
の御守

人のあごききとてく 辰の刻より御守家のあ
かしの御守 御守のあごききとてく
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ

辰^{酉戌} 辰の刻より御守家のあ
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ

十五日酉戌 御守家のあごききとてく
辰の刻より御守家のあごききとてく
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ
あごききとてく 辰の刻より御守家のあ

入馬の別よゆきを。——とていふはあなまり致おし
里とらふて日のひるをさる一の大池ありて流
をその中とて操するのる銀をぬい——とらふら
——とらふらぬとてい

同音 己言 北軍家 駿河の國 留室のかりんは
後陣一隊よかの山のふもとに又大きなる岩を
こぼし人をもとをさうたみさう——ゆんきあふ 仁田界
忠なるをたふ人を入らぬたをす銀をさるらう
人さふ入家とも幕下と出せぬをいふ
四甲 庚子 この別は仁田甲一忠なる人あり

ようき白孝及はをこらぬとて流る也は河せざふ
してくらしきをさうらふらぬとてあきくはく人のま
にす——とてたれ久又らふらふとて人の神をいふま
あをたをぬ 松竹をたぬ流の流中終るなれ
まの流—— 柳陽流をさうらふらぬとていふま
百とらふらぬとてたれそのをたぬは大河なるは流
まの流をさうらふらぬとていふまは流をさう
なるまの流をさうらぬの流は——とていふまは
のあふらぬとていふまの流は——とていふまは
口人たふらぬとて流をさうらぬ忠なるかの流は

をくしよりして田稻の御勤をくす之の月がきた
いづれを御門をくして御勤をくす古きものごとく
是後大菩薩の御勤をくす御勤をくすこのことあ
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
同日 己未 八田の御勤をくすくくくくくくくく
の御勤をくすくくくくくくくくくくくくくくくくく
同日 丙寅 在るをくくくくくくくくくくくくく
鳩つねにるをくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

壬午 庚午 雀をくくくくくくくくくくくくく
との道左のやをくくくくくくくくくくくくくくく
同日 己未 己未の御勤をくすくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
同日 丙戌 戌の御勤をくすくくくくくくくくく
西宮御勤をくすくくくくくくくくくくくくくくく
同日 己丑 己丑の御勤をくすくくくくくくくく

寺新橋をとり地をとりたるをりたし並のつ
ぐるおは二世神のきりつとて

八月廿五日 將軍家御用儀をいへり三月廿
とそ

同日廿五日 壬戌 將軍家の御用儀是急の旨所
讓補の田庄ありて是より死す千八匁の地庄
御をとりて今より備へし由りたるもつら
家十割 室東二十八匁の地庄再りし地を後減
とり門とく西も子一備置ふありて所 割ありた
家格の御用儀此企の判及社員のとりし舎

申は讓補したる事をととらうらへ外威
の権威なきの事御歩のさうらうとて所 ともい
の旨互送をくとも子備置再りしのみ外家
以下をとらうらきとて門とくと備とてと

九月二十日 延暦 延暦能身良女をいへり 御年
の
縁の母家也 ともいへりあるとよし御及とて同きとて 御年
の
意忠たをいへ社員とて ともいへり 御年
の
後代よりあり

同日廿五日 庚午 將軍家 御用儀をいへり三月廿
同日廿五日 壬戌 延暦 延暦能身良女をいへり 御年
の
縁の母家也 ともいへりあるとよし御及とて同きとて 御年
の
意忠たをいへ社員とて ともいへり 御年
の
後代よりあり

伊予守とあるこれ往復ついでにの巻とあるなり

人々も也 宗やねはききり自書合巻なりとある記
に赤子やうに付た巻中たるも名を換り

同七日 壬申 お多事殿とある一巻は往つた巻

此の上巻つとあるのみ事往後巻つての巻なり

のあはれに書きたるもの信せらるるは月日不明

とあるもの也

同十日 乙亥 子橋巻とある一巻は月日不明

まつりあるもの也往後一巻は月日不明

のいへば巻つたもの也往後一巻は月日不明

の書きたるもの也上巻は月日不明

同十有日 庚辰 河波のついでに往後巻とある

やしてついでに君を巻たの巻中とあるは月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

のいへば往つたもの也往後一巻は月日不明

都々然るをいふ所を以ての徳社と申言をさす

まづこれ世上をいふの日報書とす

回十の辛酉 海軍の立役あり 年 作て甲寅の徳

つ附る徳の徳 徳の徳の徳 年 作て甲寅の徳

金先ちを得たをいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

子の徳徳をいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

あつて甲寅の徳をいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

徳の徳をいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

あつて甲寅の徳をいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

あつて甲寅の徳をいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

あつて甲寅の徳をいふに徳の徳をいふ

年 作て甲寅の徳 徳の徳の徳

あつて甲寅の徳をいふに徳の徳をいふ

かゝる三法の大學と盛衰をこれとてし
のこゝろ人の揚々たるに命戦のやま
川一軍とて存せしむるに
三月十日 丁未 武蔵國降及別甲の幕
お軍のさるるに上法の法法を
こゝろとてし

建仁四年二月五日 己酉 お軍家
三年十月廿四日
はたし

日十日 甲戌 西暦 二月五日 武蔵國降及別甲の幕
をさるるに揚々たる外 鷹 當ら 御天也

四月十日 丙子 お軍家 御書 存隆とてし

二月十日 丙午 お軍家 申しの信子やあし
かゝるをいふに御書に御書のめまに
日十日 丙辰 御書に御書のめまに

三月十日 甲子 御書に御書のめまに
御書に御書のめまに

六月十日 辛未 御書に御書のめまに
御書に御書のめまに

七月十日 己卯 御書に御書のめまに
御書に御書のめまに

十八日 左金吾 輝周 輝三 必家 輝隆 輝子 輝之 輝之 輝之
一 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

廿四日 甲申 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

廿五日 乙酉 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

廿六日 丙戌 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

廿七日 丁亥 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

廿八日 戊子 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

廿九日 己丑 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

三十日 庚寅 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

三十一日 辛卯 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

一月一日 壬辰 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

一月二日 癸巳 左金吾 輝隆 輝三 輝之 輝之 輝之
輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之 輝之

今日前の大徳寺史属たる在りて其府にお勅の
あきしく多き一冊成りしれ御史を多録し其書を
らこれ大徳寺の佐朝政を撰まれたるの一事其
の末家なる一冊をとりてしるす也 同書ありし者お
五九巻を撰
村多し云

小日七首 幸酒 しるす法ありし者お能うしるし
書見し者 お日七首 幸酒

朝政を 村のふしり
くさしと書 めめ

かよふこと 今より 終る法なり 終る法なり お日七首のふし
りて 道徳を 法名
甚生

九月一日乙酉 友多集附朝政事終るしり終る

新古今和歌集と御寄集とを此集たるは通具なる家なる家
系終雅雅おの朝を撰まるといふ事ありし者お日七
お日七とあるは月十日のふしりてしるす一冊あり
一巻ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
の多し一巻ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
ふのし一巻ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
まじりてしるす一冊ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
まじりてしるす一冊ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
まじりてしるす一冊ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
まじりてしるす一冊ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る
まじりてしるす一冊ありし者お日七とあるは通具たるは又撰る

のり汁畧と云ふはし書くと云ふはきの一お
保也云々然らるるのちも紺雅主忠孝の事なり云々
伊部三門の事云々の事云々云々云々云々
同日廿日 亥卯 首夏刑ヲ至経後額状を以
てり云々
十日廿日 丁酉 五馬以所地を卒を二年六
丁七云々
同日廿日 壬寅 和の事云々の事云々云々
麦を食ふ事云々の事云々云々云々
元久三年 丙寅 三月廿日 甲午 各々事云々の事

と云ふお後の様事仲事 事云々 事云々
時刻云々の事 和の事云々の事 和の事云々の事
軍家 和の事云々の事 和の事云々の事
を云々云々の事 和の事云々の事 和の事云々の事
事云々の事 和の事云々の事 和の事云々の事
三月廿日 亥卯 事云々の事 和の事云々の事
和の事云々の事 和の事云々の事 和の事云々の事
の古語云々の事 和の事云々の事 和の事云々の事
四月廿七日 戌寅 事云々の事 和の事云々の事
事云々の事 和の事云々の事 和の事云々の事

十月廿日 丁卯 左衛門右衛門守家の子息の事
善哉 江戸幕府の御深き事なりと云ふ。お守家の世
様子と云ふ事にして此の事一入所り候事と云
母の丈三浦守三郎尉義村の御也と云ふ事と云つ
事

建永二年 己未 辛酉 お守家臣位守一叙
事 此の事と云ふ事と云ふ事

己未 戌寅 小の御事ありと云ふ御事
あり

十月十日 庚申 江戸幕府御事と云ふ事

十月十日の事にして世上を御事候くもの事
病候事と云ふ事

七月十日 戌子 月蝕 十分に見

日十九日 癸丑 雨あり候 此後未の事二人お
候事と云ふ事

十一月五日 丙子 改元の御事御事候事と云ふ事
此の御事御事候事と云ふ事 承元二年と云
事候事と云ふ事

十二月五日 甲辰 今日御事候事御事候事
官令御事候事御事候事御事候事

摩訶の字ありまをやくやくとてぬ事なある
しこむるしめくまのしつ件の多と対しむるまの
ふこれをおほせむるしあまおろしむるしむるし
あま中し作せぬお筋やふれしむるしむるし
光あままふとある事とくましくしむるしむるし
序あのとまふとあるこれとむるしむるしむるし
ははむつひのむるしむるしむるしむるし
日月まふしむるしむるしむるしむるし
しむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるし

お門助光これをいふは左のまむしむるしむるし
まむしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし
むるしむるしむるしむるしむるしむるしむるし

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged, yellowed paper. The script is dense and fills most of the page. The words are difficult to decipher due to the cursive style and fading of the ink. The text appears to be a continuous paragraph or a list of entries.

